

令和2年度公益社団法人ひょうご観光本部
宿泊施設における感染防止対策のための設備整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益社団法人ひょうご観光本部（以下「観光本部」という。）が実施する宿泊施設における感染防止対策のための設備整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、兵庫県「業種毎の感染拡大予防ガイドライン」を踏まえた、県内宿泊施設による新型コロナウイルス感染症における感染症拡大防止対策を促進するため、予算の範囲内でその取り組みを支援する。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、旅館業法の営業許可を受けた宿泊事業者とする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者は除く。

2 一度採択された者が再度申請することはできないものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表の「補助対象経費」に該当する経費であって、公益社団法人ひょうご観光本部理事長（以下「理事長」という。）が必要かつ適当と認めるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、以下のとおりとする。

区分	補助率	補助金の額	
1つのホテル等を経営する事業者	定額	上限 30万円	※ただし、 1,000円未満 切り捨て
複数のホテル等を経営する事業者 (2つのホテル等まで対象)		上限 60万円	

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書及び実績報告書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）にその他必要な書類を添えて理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けようとする者に対し、前項の規定により提出を受けた書類に追加して、必要な書類の提出を求めることができる。

(補助金の額の確定)

第7条 理事長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第3号）により補助対象者へ通知する。

2 理事長は、確定した補助金の額が交付申請された額と同額である場合は、前項による通知を省略することができる。

(交付決定の取消し)

第8条 理事長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき、又は使用しようとしたとき。
- (4) 交付決定を受けた者(法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (5) その他法令に違反したとき。

2 理事長は、前項により取消しを行った場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により、補助対象者に通知する。

(補助金の返還)

第9条 理事長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助対象者に補助金が交付されているときは、当該決定日から15日以内の期限を定めてその返還を命ずる。

2 理事長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

(加算金及び遅延利息)

第10条 補助対象者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を観光本部に納付しなければならない。

2 補助対象者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を観光本部に納付しなければならない。

(暴力団等の排除)

第11条 理事長は、この要綱の施行に関し必要があると認める場合は、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 交付申請者又は補助事業者が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報をほかの補助事業における暴力団等を排除するための措置を講じるために利用し、または兵庫県知事及び兵庫県公営企業管理者、兵庫県病院事業管理者に提供すること。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この運用に関する必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月22日から施行する。

別表（第4条関係）

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">補助対象経費</p>	<p>令和2年4月7日から9月30日までに、整備及び購入を行い、かつ当経費の支払が完了した①～⑤にかかる経費</p> <p>① 宿泊施設内のロビー・受付、食事処、大浴場等パブリックスペース（客室を除く）及び送迎用車両において、感染症拡大防止のために整備する設備の導入にかかる経費 (例) サーモカメラ 換気扇、天井扇（シーリングファン）、空気清浄機 サーキュレーター 飛沫感染防止アクリル板、透明ビニールカーテン、パーテーション 自動消毒液噴霧器（ノータッチ式ディスペンサー） 人感センサー付き照明器具 非接触体温計 キャッシュレス機器 オンライン決済システム キーレスシステム 機能水生成器 殺菌・消毒用機器 料理提供方法変更のために必要となる食器類 立ち位置表示用のプレート 繰り返し使うことができる个人防护具（布マスク、フェイスシールド等）</p> <p>② ①を整備するための工事費、送料</p> <p>③ リース等により導入した場合の初期導入費</p> <p>④ 宿泊施設内のパブリックスペース（客室を除く）における感染症拡大防止のための改装にかかる経費</p> <p>⑤ 補助対象経費の振込手数料</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">補助対象外経費</p>	<p>① 補助対象経費にかかる消費税及び地方消費税</p> <p>② 客室内の整備にかかる経費</p> <p>③ リース等により導入した場合の定期的なリース料等の経常的経費 (リース等の場合は、初期導入経費を対象とする。)</p> <p>④ 消耗品にかかる経費 (例) 使い捨ての个人防护具（使い捨てマスク、ゴム手袋等）、消毒液、手洗い用洗剤、使い捨て容器 等</p> <p>⑤ 広告宣伝にかかる経費 (例) ポスター・チラシ、のぼり旗、ネット等の制作、印刷、媒体費</p>